

報告第1号

小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について

小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経緯

年月日	経過	場所	経過内容
11月7日	野尻町議会全員協議会	野尻町議会	野尻町長が小林市長への合併協議会設置申入れについて、野尻町議会全員協議会に説明
11月10日	野尻町長から小林市長に合併協議会設置を申入れ	小林市役所市長室	野尻町長から小林市長に1市1町での合併協議会設置申入れ
11月11日	野尻町へ回答書を送付		小林市が野尻町へ合併協議会設置申入れの回答書を提出
11月12日	第1回合併協議会設立準備委員会	小林市役所市長応接室	両副市長、副町長、関係課長
11月18日 ~20日	野尻町住民説明会	野尻町内4会場	町長・副町長・関係課長
11月21日	小林市議会全員協議会	小林市議会	小林市長が野尻町長の合併協議会設置申入れ、協議会設置に関する確認書(案)について、小林市議会全員協議会に説明
11月21日	野尻町議会全員協議会	野尻町議会	野尻町長が協議会設置確認書(案)について、野尻町議会全員協議会に説明
11月21日 ~27日	小林市住民説明会	小林市内6会場	市長・両副市長・関係課長
11月25日	合併協議会設置に関する確認書調印式	小林市役所市長応接室	両議長立会いのもと、小林市長、野尻町長が合併協議会設置に関する確認書に調印
12月1日	小林市議会において合併協議会設置議案可決	小林市議会	小林市議会定例会において、合併協議会設置議案を可決
12月1日	野尻町議会において合併協議会設置議案可決	野尻町議会	野尻町議会臨時会において、合併協議会設置議案を可決
12月1日	小林市・野尻町合併協議会を設置	小林市役所	小林市・野尻町合併協議会設置を告示 協議書調印式、協議会事務局を小林市に設置
12月3日	小林市・野尻町合併協議会の設置を届出	宮崎県庁	宮崎県知事に小林市・野尻町合併協議会の設置を届出
12月4日	第1回管財分科会	小林市役所管財課	現況調書調整方針について
12月6日	第1回首長会・幹事会合同会議	小林市役所大会議室	第1回協議会資料について
12月9日	第1回厚生部会	小林市役所福祉事務所会議室	現況調書調整方針について
12月13日	野尻町において市町村合併講演会を開催	野尻町農村環境改善センター	野尻町主催で市町村合併講演会を開催

報告第2号

小林市・野尻町合併協議会規約及び協議書について

小林市・野尻町合併協議会規約及び協議書について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 小林市、野尻町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、小林市・野尻町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市1町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市1町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は、小林市16人以内、野尻町10人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1市1町の長
- (2) 1市1町の議会の議員
- (3) 学識経験を有する者

2 協議会の円滑な運営に対し助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

3 顧問は、1市1町の長が協議して定めた者に会長が委嘱する。

4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市1町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、1市1町の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を置き、協議会の出納の監査は、1市1町の会計管理者に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会の財産の分割は、1市1町の長が協議して定める。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年12月1日から施行する。

小林市・野尻町合併協議会
設置に関する協議書

平成20年12月1日

小 林 市
野 尻 町

小林市・野尻町合併協議会規約に関する協議書

小林市長、野尻町長（以下「1市1町の長」という。）は、法定合併協議会設置に関し、小林市・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 規約に関する協議事項

(協議会の事務所)

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所について
協議会の事務所は、小林市に置く。

(会長及び副会長)

- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長について
会長は、小林市長をもって充てる。
副会長は、野尻町長をもって充てる。

(顧問)

- 3 規約第7条第3項に規定する顧問について
顧問は、県市町村合併支援室長、西諸県農林振興局長に委嘱する。

(幹事会及び専門部会)

- 4 規約第12条第3項に規定する幹事会及び専門部会について幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項について、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会幹事会規程
 - 小林市・野尻町合併協議会専門部会規程

(事務局職員等)

- 5 規約第 13 条第 2 項に規定する事務局の事務に従事する職員について
常勤 小林市 6 人、野尻町 4 人とする。
- 6 規約第 13 条第 3 項に規定する事務局の組織運営その他必要な事項について、
次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会事務局規程

(協議会経費)

- 7 規約第 14 条第 2 項に規定する協議会の経費の負担割合について
均等割 5 割、人口割 5 割とする。

(財務)

- 8 規約第 16 条に規定する財務に関し必要な事項について、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会財務規程

(報酬及び費用弁償)

- 9 規約第 17 条第 2 項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等につ
いて、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(協議会解散の場合の措置)

- 10 規約第 18 条第 2 項に規定する財産の分割について
各自治体の負担金額等の割合でもって分割する。

第 2 その他必要な事項に関する協議

1 事務局職員の身分について

- (1) 事務局職員の身分は、それぞれの市町に属するものとする。
- (2) 事務局職員の分限及び懲戒処分については、それぞれの市町の条例の規
定によるものとする。

2 臨時職員について

臨時職員は、協議会会長の属する小林市で雇用し、その費用は協議会で負担する。

また、公務災害に対しての事務は、雇用した小林市で執行し、経費は1市1町で均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

3 公用車利用について

事務局職員は、協議会会長の属する小林市の公用車を相互に利用することができるものとし、事故等の処理は公用車を所有する小林市及び運転者等の属する市町が行うものとする。

ただし、補償額が加入保険の限度を超える場合においては、1市1町が均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

4 小林市・野尻町合併協議会委員等の身分等の取扱いについて

小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

- (1) 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

- (2) 1市1町に所属する当該委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、当該委員を選任した市町の公務災害補償制度を適用する。

(公務災害補償事務)

(3) 当該委員の公務災害補償事務は、それぞれの市町において執行する。

(公務災害補償の経費負担)

(4) 当該委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）は、それぞれの所属する市町が全額負担する。

(公務災害補償の適用除外)

(5) 地方公務員災害補償法の適用を受けるものにあつては、本件による取り決めは適用しないものとする。

(報酬及び費用弁償)

(6) 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があつたときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

第3 協議書の内容変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

ただし、事務局職員の変更はこの限りでない。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

第5 協議書の締結

この協議書は、地方自治法第252条の2の規定に基づいて、協議が整ったことを証するため、本書を2通作成し、1市1町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年12月1日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

報告第3号

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、小林市・野尻町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小林市、野尻町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処

理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名	
小 林 市	両 副 市 長	総 務 課 長
野 尻 町	副 町 長	総 務 企 画 課 長
専 門 部 会	専 門 部 会 長	
事 務 局	事 務 局 長	事 務 局 次 長

報告第4号

小林市・野尻町合併協議会専門部会規程及び 小林市・野尻町合併協議会分科会規程について

小林市・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・野尻町合併協議会分科会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、小林市・野尻町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会とし、その関係事務所管の長又は、その長が指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会又は、次条に規定する分科会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門部会の部会長が別に定め、幹事

会へ報告するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長、 副部会長

専門部会名	小林市	野尻町
総務部会	総務課長	総務企画課長
	職員課長	
	税務課長	税務課長
	監査委員事務局長	監査委員事務局
	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局
	公平委員会	公平委員会
	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会
	議会事務局長	議会事務局長
企画財政部会	財政課長	総務企画課長
	会計課長	会計室長
	管財課長	
	企画調整課長	
	地域振興課長	
厚生部会	生活環境課長	町民福祉課長
	市民課長	ほけん課長
	ほけん課長	
	福祉事務所長	
	介護保険課長	
	市立市民病院	
	中央保育所長	
	住民福祉課長	
産業建設部会	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長
	農林課長	経済課長
	商工観光課長	畜産林務課長
	畜産課長	農村建設課長
	農村整備課長	水道課長
	建設課長	
	管財課長	
	水道課長	
	農林建設課長	
	文教部会	社会教育課長
学校教育課長		
入ポ一ツ振興課長		
教育総務課長		

小林市・野尻町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)

第7条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規程第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、各分科会の事務を所管する課等に所属する職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会にそれぞれ次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

2 役員は、部会長が指名するものをもって充てる。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長の指示により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

報告第5号

小林市・野尻町合併協議会事務局規程について

小林市・野尻町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする
- (2) 前号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、グループリーダー等及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、所掌事務を最も効率的に行える職務ごとにグループを編成し、その事務を分掌する。
- 3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて、宮崎県職員の派遣を要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、事務局の運営全般を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に支障があるときは、その職務を代理する。
- 3 グループリーダーは、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 所属職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に付議する事項の決定

- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) 重要な契約（1件100万円以上の契約をいう。）
- (6) その他事務局長が特に重要であると認める事項
（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令、休日勤務命令及び旅行命令に関する事
- (4) 協議会だよりの編集及び発行に関する事
- (5) その他軽易な事項に関する事
（代決）

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

（職員の服務）

第8条 職員の服務及び勤務時間、その他の勤務条件については、それぞれの職員の属する市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

（職員の給与等）

第9条 職員の給与等については、それぞれが所属する市町が支給するものとする。

- 2 協議会の用務に伴う職員の旅費及び時間外勤務手当については、会長の属する市町の例により、協議会が支給するものとする。

（公印の取扱い）

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務局所掌事務
(1) 協議会、幹事会、小委員会の会議に関する事。
(2) 関係市町及び国、県との連絡調整に関する事。
(3) 合併に係る広報広聴に関する事。
(4) 合併に係る資料の編さんに関する事。
(5) ホームページの管理・運営に関する事。
(6) 庶務及び会計に関する事。
(7) 合併の諸手続きに関する事。
(8) 新市の人事に関する事。
(9) 新市基本計画に関する事。
(10) 財政計画に関する事。
(11) 予算編成に関する事。
(12) 市制施行に関する事。
(13) 住民説明会等に関する事。
(14) 合併の方式に関する事。
(15) 合併の期日に関する事。
(16) 新市の名称に関する事。
(17) 新市の事務所の位置に関する事。
(18) 議会議員の定数及び任期の特例に関する事。
(19) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事。
(20) 一般職の身分の取扱いに関する事。
(21) 特別職の身分の取扱いに関する事。
(22) 事務組織及び機構の取扱いに関する事。
(23) 一部事務組合等の取扱いに関する事。
(24) 地域自治区に関する事。
(25) 条例、規則の取扱いに関する事。
(26) 地方税の取扱いに関する事。
(27) 町名及び字名の取扱いに関する事。
(28) 公共的団体の取扱いに関する事。
(29) 使用料、手数料の取扱いに関する事。
(30) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
(31) 慣行の取扱いに関する事。
(32) 公の施設の取扱いに関する事。
(33) 消防団の取扱いに関する事。
(34) 国民健康保険事業の取扱いに関する事。
(35) 介護保険事業の取扱いに関する事。
(36) 各種事務事業の取扱いに関する事。
(37) 電算処理の取扱いに関する事。

別表第2（第10条関係）

名称	ひな形	寸法	書体	用途	数量
小林市・野尻町 合併協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小林市・野尻町 合併協議会 会長の印 </div>	方24	古印体	会長名を もつてす る文書用	1
小林市・野尻町 合併協議会 事務局長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小林市・野尻町 合併協議会 事務局長の印 </div>	方21	古印体	事務局長 名をもつ てする文 書用	1

報告第6号

小林市・野尻町合併協議会財務規程について

小林市・野尻町合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約第16条の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、小林市、野尻町（以下「1市1町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度の例による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算科目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び充用)

第5条 歳出予算の経費に過不足を生じた場合は、必要に応じて流用又は予備費の充用をすることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって、保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の現金及び物品の出納保管その他会計事務を分掌させるため、出納員を置く。

2 出納員は、総務グループリーダーをもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の決算を会長であった者が決算し、その決算書を監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者に送付する。

2 会長であった者は、前項の規定により、決算書を協議会の委員であった者に送付したのちは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

(契約)

第11条 協議会の契約の方法及び内容は、会長の属する市町の例による。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
(平成20年度予算の特例)
- 2 平成20年度予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置後最初に開催される協議会の会議を経るものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日から第1回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 雑入	1 雑入
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
	2 事業費	1 事業推進費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第7号

小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長及び委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、終日又は午前中から午後にかけて、その職務に従事した場合は6,100円を支給することとし、午前又は午後のみその職務に従事した場合は、半日報酬額を支給する。ただし、小林市、野尻町(以下「1市1町」という。)の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、会議等に出席したときの費用弁償は、日額1,000円を支給する。ただし、1市1町の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うため、協議会の構成団体の区域外に出張したときは、会長の属する市町の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

報告第8号

小林市・野尻町合併協議会組織体制について

小林市・野尻町合併協議会組織体制について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月14日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会組織図

